

仙台市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月28日（金曜日）午後1時22分から午後2時33分
2. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室
3. 出席委員 （18人）

会 長	1 番	佐々木 均		
会長職務代理者	2 番	中野 勲		
委 員	3 番	赤間 敬	4 番	大泉 権吾
	6 番	加藤 和江	8 番	菅野 則義
	10 番	佐藤 千治	11 番	佐藤 昭幸
	13 番	品川 忠夫	14 番	鈴木 通
	16 番	高橋 勝彦	17 番	松原 菊男
	19 番	結城 一吉	18 番	嶺岸 若夫
4. 欠席委員 （ 1人） 7 番 加藤 和彦
5. 議事日程
 1. 開会
 2. あいさつ
 3. 議事録署名委員の指名
 4. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第3号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件
 - 第4号議案 土地区画整理事業予定地内の農地の取扱いに係る意見を求める件
 5. 報告
 - (1) 農地改良工事（現状変更）届出
 - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出
 - (4) 農地法第3条の3の規定（相続）による届出
 - (5) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知
 - (6) 売り渡し希望農地一覧表
 - (7) 農作業標準料金策定手順（案）について
 - (8) 地域振興委員会の開催状況について
 6. その他
 - (1) 会長報告
 - (2) 事務局からの連絡事項
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫	事務課長	千田 明
農地係長	佐藤 和之		
振興係主任	内海 敏子	主任	佐藤 勝広

7. 農地利用最適化推進委員

小野寺 潔 安藤 克夫

8. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後1時22分)
司会：課長	ただいまから仙台市農業委員会第4回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会会長 佐々木均から、ごあいさつを申し上げます。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：課長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、 議席番号7番加藤 和彦委員から、欠席の届けがありました。19人中18人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。
議 長	(異議なし) それでは、10番佐藤千治委員、11番佐藤昭幸委員を指名いたします。
議 長	議事に入ります。 (午後1時24分) 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会の結果を、嶺岸若夫第二調査委員会委員長より報告願います。
嶺岸若夫委員 (第二調査委員会 委員長)	第1号議案の調査結果を報告します。調査委員会は9月25日に第二調査委員会 が担当して調査を実施しました。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、 17番松原菊男委員と私(嶺岸若夫委員)の4名で行いました。
佐藤千治委員 (10番)	番号1番と2番を私から報告します。 番号1番は、贈与により持分を整理するものです。相続により持分10分の3

を所有している農地を今回贈与するものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で102アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、9月19日に安藤克夫農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、贈与による農業承継です。農地を親から子に贈与するものです。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で122アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお9月20日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

以上2件、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

第1号議案について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時28分)

議 長

続きまして、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長より報告願います。

嶺岸若夫委員
(第二調査委員会
委員長)

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、8番菅野則義委員、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番高橋勝彦委員の4名で行いました。

今回の申請は、駐車場に転用するものが1件、中古車置場に転用するものが1件、資材置場に転用するものが2件、一般住宅に転用するものが1件、太陽光パネル設置に転用するものが3件、工事用道路に一時転用するものが1件、資材置場に一時転用するものが1件の合計10件です。

番号1番と2番を高橋勝彦委員、番号3番と4番を鈴木通委員、番号5番と

6番を佐藤とみ委員、番号7番から10番までを菅野則義委員が調査担当をし、報告をいたします。それでは、番号1番と2番を16番高橋勝彦委員より報告願います。

高橋勝彦委員
(16番)

番号1番と2番を高橋から報告します。

番号1番は、駐車場に転用するもので、売買によるものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、運搬業者が駐車場に利用するもので、畑439㎡を転用して、駐車場大型6台210㎡、普通7台87.50㎡、通路等に141.50㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号2番は、工事用道路に一時転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがあるところで、土地改良事業施行区域外です。農地区分は第1種農地と判断しました。また、申請地は、高速道路建設業者が工事用道路に利用するもので、事業面積は原野を含み2,715.83㎡で、畑3,121.83㎡の内2,701.83㎡を一時転用して、工事用道路に1,440.83㎡、駐車場大型6台に300㎡、普通車18台に225㎡、クレーンヤードに500㎡、資材置場に250㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資金力は、日本高速道路保有・債務返済機構の債務引き受け限度額として資金調達説明書が提出されております。一時転用工事期間は、平成33年3月31日までです。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

鈴木通委員
(14番)

番号3番と4番を鈴木から報告いたします。

番号3番は、資材置場に一時転用するもので、使用貸借権の設定によるものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、電気通信業者が資材置場に利用するもので、畑1,689㎡の内308.48㎡を一時転用して、資材置場76㎡、仮設トイレ1㎡、通路等に231.48㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、残高証明書がH30.6.5付けで提出されております。一時転用の工事期間は、平成31年3月31日までです。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断

し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、中古車置場に転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過しております。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内的の農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、自動車販売業者が中古車置場に利用するもので、畑423㎡を転用して、中古車置場8台96㎡、来客用駐車場3台45㎡、駐車場大型2台48㎡、通路等に234㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、預金通帳の写しが提出されております。賃貸借期間は、10年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

佐藤とみ委員
(12番)

番号5番と6番を私から報告します。

番号5番は、一般住宅に転用するもので、贈与による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、医師が一般住宅に利用するもので、田587㎡を転用し、居宅91.09㎡、物置に6.66㎡、駐車場普通車3台に37.50㎡、通路等に451.75㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号6番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、土木工事業の会社役員が資材置場に利用するもので、田2,431㎡を転用して、資材置場720㎡、駐車場大型5台178㎡、普通車7台に87.50㎡、重機5台に135㎡、通路等に1,310.50㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、残高証明書がH30.8.7付とH30.8.13付で提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

菅野則義委員
(8番)

番号7番から番号10番までを私から報告します。

番号7番は、資材置場に転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、

市街化調整区域の農振その他区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、土木工事業者が資材置場に利用するもので、田 566 m²を転用して、資材置場に 272.50 m²、駐車場大型 4 台に 67 m²、重機 2 台に 35 m²、法面 32.20 m²、通路等に 159.30 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、残高証明書（当座勘定照合表）が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号8番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。申請地は、都市計画区域外で農振その他区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、建設業の会社役員が太陽光発電パネル設置に利用するもので、事業面積は山林の一部を含み 1,991 m²で、田 2,061 m²の内 1,875 m²を転用して、太陽光発電パネル 324 枚（発電出力 49.5kw）530 m²、保守用道路 219 m²、通路等に 1,242 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号9番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。申請地は、都市計画区域外で農振その他区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、建設業者の会社役員が太陽光発電パネル設置に利用するもので、事業面積は山林原野の一部を含み 2,014 m²、畑 1,175 m²と畑 771 m²の計 1,946 m²を転用して、太陽光発電パネル 324 枚（発電出力 49.5kw）530 m²、保守用道路に 68 m²、通路等に 1,416 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資金については預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号10番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、建設業の会社役員が太陽光発電パネル設置に利用するもので、田 1,786 m²を転用して、太陽光発電パネル 324 枚（発電出力 49.5kw）に

530 m²、通路等に 1,256 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、資金については、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

以上 10 件、よろしくご審議をお願いします。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員
(4番)

番号3番は、使用貸借となっているが、無償なのか。

事務局

無償で借りると聞いています。

議 長

他にご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時50分)

議 長

続きまして、第3号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を、嶺岸若夫第二調査委員会委員長より報告願います。

嶺岸若夫委員
(第二調査委員会
委員長)

第3号議案の調査結果を報告します。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と私(嶺岸若夫委員)の4名で行いました。今回の非農地証明願は、3件です。

それでは、番号1番から3番までを9番郷古雅春委員より報告願います。

郷古雅春委員
(9番)

番号1番から3番までを私から報告いたします。

番号1番の申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域であります。現在の状況は、山林です。申請理由は、昭和50年頃から耕作されておらず、山林状態となり現在に至っております。平成27年10月28日にも非農地証明をしているもので

す。確認資料である、議案書の写し・固定資産税証明書・現地写真・航空写真により、非農地対象条件②（農地法施行後には、農地であったものが耕作不適・耕作不便等、やむを得ない事情により20年以上耕作放棄されたため、自然改廃した農地で復元が困難なもの）に該当し、承認相当と調査しました。

番号2番の申請地は、市街化調整区域内で農振その他の区域であります。現在の状況は、雑種地です。申請理由は、昭和60年頃に所有者の亡父が盛土を行って、建設会社に資材置場及び駐車場として昨年まで利用させてきたものです。

建物等については、仮設倉庫・資材等の撤去及び顛末書がでております。確認資料である、固定資産税証明書・現地写真・航空写真により、非農地対象条件③（農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業員会が認めたもの）に該当し、承認相当と調査しました。

番号3番の申請地は市街化調整区域内で農振その他の区域であります。現在の状況は宅地です。申請理由は、昭和54年頃に倉庫を建築したときから、宅地の一部として利用してきているものです。確認資料である、建物登記簿謄本・固定資産税証明書・現地写真により、非農地対象条件③に該当し、承認相当と調査しました。以上3件、よろしくご審議をお願いします。

議 長 第3号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長 それでは、質問等がありませんので採決します。第3号議案について、非農地証明願を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件については、承認することに決定いたします。

(午後1時55分)

議 長 続きまして、第4号議案 土地区画整理事業予定地内の農地の取り扱いに係る意見を求める件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を、嶺岸若夫第二調査委員会委員長より報告願います。

嶺岸若夫委員
(第二調査委員会
委員長)

第4号議案の調査結果を報告します。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と私(嶺岸若夫委員)の4名で、聞き取り調査については、全員で説明を受けて調査を行いました。調査結果については、17番松原菊男委員より報告をしていただきます。

松原菊男委員
(17番)

第4号議案の調査結果を報告します。この土地区画整理事業の概要は別紙のとおりです。施行地区の区域は、仙台工業団地の移転に伴うものです。今回、区画整理事業をするにあたり、事業予定地内の農地の取り扱いについて意見を求められているものです。土地区画整理事業など関係書類を検討した結果、次のとおりの意見を付すことに調査をいたしました。

- 1 施行後も農地として利用するものがあれば、耕作に支障のないよう換地されるとともに、換地後に転用する方があれば、事前に転用手続きを行うこと。
- 2 施行地域内に小作地が存する場合は、関係者と話し合いの上、後日紛争等が生じないよう充分配慮すること。
- 3 施行区域外農地への汚水の流出防止対策を施すなど、用排水の確保についても支障のないよう万全な配慮をすること。

以上のとおり調査を致しましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

第4号議案について調査の結果、1・2・3の意見を付すとの報告がありましたが、ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員
(4番)

図面を見ると調整池も設けられているが、工業団地の排水が水田に入らない様にきちんとしてほしい。風評被害が出ることもあるので万全を期してほしい。

松原菊男委員
(17番)

調整池に向かって流れるように基礎を高く盛って勾配を付けるので、田には流れないと説明を受けている。

議 長

他にご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので採決します。第4号議案について、1・2・3の意見に、異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案 土地区画整理事業予定地内の農地の取り扱いに係る意見を求める件について、1 施行後も農地として利用する方があれば、耕作に支障のないよう換地されるとともに、換地後に転用する方があれば、事前に転用手続きを行うこと。2 施行地域内に小作地が存する場合は、関係者と話し合いの上、後日紛争等が生じないよう充分配慮すること。3 施行区域外農地への汚水の流出防止対策を施すなど、用排水の確保についても支障のないよう万全な配慮をすること。以上1・2・3との意見を付すことに決定いたします。

(午後2時00分)

議 長

続きまして、協議事項はありませんので、報告事項に入ります。

(1) 農地改良工事（現状変更）届出について、嶺岸若夫第二調査委員会委員長より報告願います。

嶺岸若夫委員
(第二調査委員会
委員長)

農地改良工事（現状変更）届出について、調査の結果を報告いたします。
届出は、2件 ありました。

番号1番と番号2番は、関連性がありますので、一括して報告します。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しました。番号1番は、土地所有者が2人で、田 3,032 m²を、番号2番は田 2,107 m²を盛土して、畑として効率的に利用を図るものです。今回、圃場整備がらみで盛土し、大豆を栽培して利用することから、周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、平成30年9月29日から平成31年3月13日までの約5ヶ月です。地区委員の佐々木均委員が確認しております。関係書類も整備され提出されております。詳細については、別添報告書の記載のとおりです。以上、農地改良工事（現状変更）届出の報告です。

議 長

農地改良工事（現状変更）届出について、報告がありましたが、何か質問等はありませんか。

(全員なし)

議 長

続きまして、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(6)売り渡し希望農地一覧までを事務局より、報告願います。
なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり、番号4043から4049まで7件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が3件、駐車場への転用が2件、共同住宅への転用が2件の転用届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、4ページから8ページに記載の通り、番号5133から5154までの22件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が12件、宅地造成への転用が3件、共同住宅への転用が2件、駐車場への転用が2件、介護老人施設、保育園、長屋住宅への転用が各1件ずつの転用届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(4)農地法第3条の3の規定（相続）による届出については、9ページから11ページに記載のとおり10件の届出がありました。全て相続による権利の取得となっております。詳細は別紙報告書のとおりで

続きまして、12 ページになりますが(5) 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について、記載のとおり 9 件ありました。詳細は別紙の報告書のとおりです。

次に、(6) 売り渡し希望農地一覧ですが、新規に申し出が 1 件ありましたので、一覧表を修正しております。あっせんの掘り起しをよろしくお願いいたします。農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長 報告事項(2)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

(午後 2 時 05 分)

議 長 質問等がないようですので、次に入ります。

(7) 農作業標準料金策定手順 (案) についてと(8) 地域振興委員会の開催状況について企画検討チームチーム長から、報告願います。

なお、質問については説明後、一括して受けます。

企画検討チーム長 (松原菊男委員) (7) 農作業標準料金策定手順 (案) については、資料 1 をご覧ください。

— 説明 —

続きまして、(8) 地域振興委員会の開催状況については、資料 2 をご覧ください。

— 説明 —

議 長 報告事項(7)と(8)について、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。以上で報告事項を終了いたします。(午後 2 時 12 分)

議 長 続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。(1) 会長報告を私から (佐々木 均 会長) 報告します。資料 3 をご覧ください。

会 長 (会長報告)

議 長 続きまして、(2) 事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局 事務局からの連絡事項について

①平成 30 年度仙台市農業委員会視察研修会について

②農地全域現地調査会の実施について (H30. 12. 7 実施)

③農業委員会調査委員会等の日程変更について (日程変更と時間)

④実質宅地の農地の公売に対する買受適格証明願に関する届出事務の軽減に

について

⑤平成 30 年度女性の社会参画に関する懇談会

⑥秋田県種苗交換会

⑦身分証明書について

⑧農業サポーターの資料について

⑨農業者年金のパンフレットについて

⑩10 月～11 月の予定表

⑪他市町村農業委員会だより 新潟市中央、石巻市

議 長

その他についてご意見、ご質問等がございますか。

(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。他に何かありますか、なければ以上で全てを終了いたします。

司会：課長

それでは、閉会のあいさつを 中野会長職務代理者からお願いします。

中野会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第 4 回総会を閉会します。

閉 会

(午後 2 時 33 分)